

算入しない。

6 省 略

(連結法人に係る特定外國子会社等の留保金額の益金算入)

第六十八条の九十 省 略

2 省 略

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる連結法人に係る特定外國子会社等（株式）（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のそ

の該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内國法人、当該特定外國子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外國子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 省 略

4・5 省 略

第六十八条の九十二 省 略

2 省 略

3 連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）からその有

6 同 上

(連結法人に係る特定外國子会社等の留保金額の益金算入)

第六十八条の九十二 同 上

3 同 上

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人、当該特定外國子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 同 上

4・5 同 上

第六十八条の九十二 同 上

3 同 上

する特定外國子会社等の第六十六条の六第一項に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」という。）の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格合併等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前五年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

一・二 省略

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出资法人又は事後設立法人の分割等前五年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が移転を受けた当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

457 省略

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）

第六十八条の九十四 連結親法人で第六十六条の十第一項各号に掲げるものが、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める資産で同項に規定する政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された連結事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同上

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出资法人又は事後設立法人の分割等前五年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。次項において同じ。）の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が移転を受けた当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

457 同上

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）

第六十八条の九十四 連結親法人で第六十六条の十第一項各号に掲げるものが、平成十五年三月三十一日までに当該各号に定める資産で同項に規定する政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された連結事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

254 省略

254 同上

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)

第六十八条の九十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で第六十六条の十一第一項各号に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 省略

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例)

第六十八条の九十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうちに第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項第三号中「寄附金」とあるのは、「寄附金及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十八条の九十六第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。）」とする。

2 省略

(特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八条の百 財團たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものである連結親法人のうち第六十七条の二第一項に規定する国税庁長官の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各連結事業年度の連結所得については、法人税法第八十一条の十二第一項又は第一項の規定（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条の百八第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の規定を含む。）にかかわらず、百分の二十三の税率により、法人税を課する。この場合において、第六十七条の二第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項及び第五項中「各事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。

2 同上

(特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八条の百 財團たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものである連結親法人のうち第六十七条の二第一項に規定する財務大臣の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各連結事業年度の連結所得については、法人税法第八十一条の十二第一項又は第二項の規定（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条の百八第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の規定を含む。）にかかわらず、百分の二十三の税率により、法人税を課する。この場合において、第六十七条の二第二項及び第五項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例)

第六十八条の九十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうちに第六十六条の十一の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項第三号中「寄附金」とあるのは、「寄附金及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十八条の九十六第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。）」とする。

2 同上

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)

第六十八条の九十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金に係る負担金又は掛金で第六十六条の十一第一項各号に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百三の二 第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等(以下この項において「中小連結法人等」という。)が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結法人等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結法人等の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、連結確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八条の百八 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)である連結親法人の連結事業年度が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等である連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号中「百分の二十三」とあるのは「百分の二十三(各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円(同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。)を超える部分の金額については、百分の二十六)」

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八条の百八 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)である連結親法人の連結事業年度が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等である連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号中「百分の二十三」とあるのは「百分の二十三(各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円(同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。)を超える部分の金額については、百分の二十六)」

と、法人税法第八十一条の十二第五項中「前項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）の規定により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六条第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」と、同法第八十一条の十八第二項中「第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）」と、「同条」とあるのは、「同項の規定により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六条第二号（法人税率の特例）の規定により読み替えられた第八十一条の十二（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）」とする。

2・3 省略

（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）

第六十八条の百九 省略

2 省略

3 連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）終了の日においてその連結親法人の資本又は出資の金額が一億円以下である場合において、当該連結親法人の前年度総資産額（その連結事業年度開始日の前日を含む連結事業年度）その前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）終了の時における総資産の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の前年度総資産額の合計額に対する当該連結親法人の前年度自己資本額（その前連結事業年度等の終了の時における自己資本の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の前年度自己資本額の合計額の割合が百分の五十以下であるときは、当該連結事業年度については、法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

4 第一項から前項までの規定は、連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める

と、法人税法第八十一条の十二第五項中「前項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）の規定により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六条第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

2・3 同上

（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等）

第六十八条の百九 同上

2 同上

3 連結法人（その連結親法人の当該連結事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下のものに限る。）の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「合計額を加算した金額」とあるのは、「合計額の百分の九十五に相当する金額を加算した金額」とする。

4 第一項の規定は、連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付が

書類の添付がある場合に限り、適用する。

- 5 税務署長は、前項の添付がない連結確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

6 省略

第六十九条 削除

ある場合に限り、適用する。

- 5 税務署長は、前項の添付がない連結確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6 同上

(相続税の納稅義務者等の特例)

第六十九条 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十条の八までにおいて同じ。）により相続税法の施行地外にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者（その者又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内において同法の施行地に住所を有したことがある場合に限る。）は、相続税を納める義務があるものとする。

2 贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により相続税法の施行地外にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者（その者又は当該贈与に係る贈与者が当該贈与前五年以内において同法の施行地に住所を有したことがある場合に限る。）は、贈与税を納める義務があるものとする。

3 前二項の規定の適用がある場合における相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一条第一項	第一条第一号の規定に該当する者	第一条第一号の規定に該当する者（同条第二号及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十九条第一項の規定に該当する者を含む。）
第一条第二項 規定に該当する者	第一条第二号の規定に該当する者（租税特別措置法第六十九条第一項の規定に該当する者を除く。）	第一条第二号の規定に該当する者（租税特別措置法第六十九条第一項の規定に該当する者を除く。）

		第二条の二第一項	第一条の二第一号の規定に該当する者	第一条の二第一号の規定に該当する者	第一条の二第一号の規定に該当する者	あるものに対し、あるものに対し、同項の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）
		第十一條の二第一項	第一条第一号の規定に該当する者	第一条第一号の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）	第一条第一号の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）	あるものに対し、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地外にあるものに対する者を除く。）
		第二条の二第一項	第一条第一号の規定に該当する者	第一条第一号の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）	第一条第一号の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）	あるものに対し、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地外にあるものの価
合計額をもつて、 合計額をもつて、同項の規定に該当する 者（同号の規定に該当する者を除く。） である場合においては、その者について は、当該相続又は遺贈により取得した財 産でこの法律の施行地外にあるものの価	合計額をもつて、同項の規定に該当する 者（同号の規定に該当する者を除く。） である場合においては、その者について は、当該相続又は遺贈により取得した財 産でこの法律の施行地外にあるものの価	合計額をもつて、同項の規定に該当する 者（同号の規定に該当する者を除く。） である場合においては、その者について は、当該相続又は遺贈により取得した財 産でこの法律の施行地外にあるものの価	あるものに対し、あるものに対し、同項の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）	あるものに対し、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地外にあるものに対する者を除く。）	あるものに対し、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地外にあるものに対する者を除く。）	あるものに対し、あるものに対し、同項の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）

二 第二項 第二十一 一条の 号の規定に該 当する者	二第一 項 第二十一 一条の 第一項 号の規定に該 当する者	第二十一 一条の 第一項 号の規定に該 当する者	第十九 条の四 第一項	第十九 条の三 第一項	第一条第二 号の規定に該 当する者を除く。 次条第一項において 同じ	第一条第二 号の規定に該 当する者を除く。 同項の規定に該 当する者を除く。	第一条第二 号の規定に該 当する者を除く。 同条第二号及び 租税特別措置法第六 十九条第一項の規定に該 当する者を除く。) 第二項の規定に該 当する者を含む。)	第一条第一 号の規定に該 当する者(同条 第一項の規定に該 当する者を除く。)である場合における 当する者を除く。)である場合における 当する者を除く。)である場合における 当する者を含む。)
二 第二項 第二十一 一条の 号の規定に該 当する者	二第一 項 第二十一 一条の 第一項 号の規定に該 当する者	第二十一 一条の 第一項 号の規定に該 当する者	取得した者	取得した者	第一条第二 号の規定に該 当する者を除く。 同条第二号及び 租税特別措置法第六 十九条第一項の規定に該 当する者を除く。)	第一条第二 号の規定に該 当する者を除く。 同項の規定に該 当する者を除く。)	第一条第二 号の規定に該 当する者(第一 条第二号又は租 税特別措置法第六 十九条第一項の規定に該 当する者(同号及 び同項の規定に該 当する者を除く。)を 除く	第一条第一 号の規定に該 当する者(同条 第一項の規定に該 当する者を除く。)である場合における 当する者を除く。)である場合における 当する者を除く。)である場合における 当する者を含む。)
二 第二項 第二十一 一条の 号の規定に該 当する者	二第一 項 第二十一 一条の 第一項 号の規定に該 当する者	第二十一 一条の 第一項 号の規定に該 当する者	取得した者	取得した者(第一 条第二号又は租 税特別措置法第六 十九条第一項の規定に該 当する者(同号及 び同項の規定に該 当する者を除く。)を 除く	第一条第二 号の規定に該 当する者(第一 条第二号又は租 税特別措置法第六 十九条第一項の規定に該 当する者(同号及 び同項の規定に該 当する者を除く。)を 除く	第一条第二 号の規定に該 当する者(第一 条第二号又は租 税特別措置法第六 十九条第一項の規定に該 当する者(同号及 び同項の規定に該 当する者を除く。)を 除く	第一条第一 号の規定に該 当する者(第一 条第二号又は租 税特別措置法第六 十九条第一項の規定に該 当する者(同号及 び同項の規定に該 当する者を除く。)を 除く	額の合計額をもつて

(在外財産等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の二 相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十条の人までにおいて同じ。）により取得した財産のうちに昭和二十年八月十五日において相続税法の施行地外にあつた財産その他財務省令で定める財産（以下この条及び次条において「在外財産等」という。）がある場合には、当該在外財産等（当該相続に係る同法第一一七条の規定による申告書の提出期

する者	に該当する者を除く。）
合計額をもつて	合計額をもつて、同項の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）である場合においては、その者については、その年中において贈与に因り取得した財産でこの法律の施行地外にあるものの価額の合計額をもつて
四 第一項	第二十一條の 第一條の二第二 号の規定に該當 する者
第五 二項	第六十一條第 一条第一号又 は第一条の二第 二号の規定に該 当する者
4	第二項の規定の適用がある場合における第七十条の三の規定の適用については、同条第二項第一号中「個人」とあるのは、「個人（同条第二号及び第六十九条第一項の規定に該当する者を含む。第五項において同じ。）」とする。
5	前二項に定めるものほか、第二項の規定に該当する者が相続税法第一条の二第一号及び第二号の規定に該当する者である場合の贈与税の課税価格に係る同法第二十一条の二第三項の規定の適用その他第一項又は第二項の規定の適用がある場合における相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(在外財産等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の二 相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十条の人までにおいて同じ。）により取得した財産のうちに昭和二十年八月十五日において相続税法の施行地外にあつた財産その他財務省令で定める財産（以下この条及び次条において「在外財産等」という。）がある場合には、当該在外財産等（当該相続に係る同法第二十七条の規定による申告書の提出期限までに、財務省令で定めるところによりその価額を算定することができるものを除く。）の価

限までに、財務省令で定めるところによりその価額を算定することができるもの（除く。）の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2 · 3 省略

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人若しくは当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び第三項において同じ。）の用若しくは居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項及び第三項並びに次条第七項において同じ。）で財務省令で定める建物若しくは構築物の敷地の用に供されているもの又は国の事業の用に供されている宅地等で財務省令で定める建物の敷地の用に供されているもの（第三項において「国の事業の用に供されている宅地等」という。）で政令で定めるもの（以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

2 省略

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一三三

四 特定同族会社事業用宅地等
族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の五を超える法人の事業の用に供されていた宅地等で、当該

2 · 3 同上

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人若しくは当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び第三項において同じ。）の用若しくは居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項及び第三項において同じ。）で財務省令で定める建物若しくは構築物の敷地の用に供されているもの又は国の事業の用に供されている宅地等で財務省令で定める建物の敷地の用に供されているもの（第三項において「国の事業の用に供されている宅地等」という。）で政令で定めるもの（以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

3 2
同 同
上 上

一三三

四 特定同族会社事業用宅地等

四 特定同族会社事業用宅地等 相続開始直前に被相続人等が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の五以上である法人の事業の用に供されていて宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに当該被相続人の親族

相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに当該被相続人の親族（財務省令で定める者に限る。）がおり、当該宅地等を取得した当該親族が相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供されている場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

458 省略

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定事業用資産でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項において「選択特定事業用資産」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定事業用資産相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定事業用資産のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十二条の二に規定する相続税の課税価格（同法第十二条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定事業用資産の価額に次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産 百分の九十

二 特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産 百分の九十五

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務

458 同上

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈により取得した特定事業用資産でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項において「選択特定事業用資産」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定事業用資産相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定事業用資産のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十二条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該選択特定事業用資産の価額に次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産 百分の九十

二 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産 百分の九十五

2 同上

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務

省令で定める要件を満たしていること。

口 当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

二 特定出資 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

三 特定受贈株式 特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）であつた被相続人が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ 当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

四 特定受贈出資 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた有限

会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

五 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定株式又は特定出資（政令で定めるものに限る。口において同じ。）のうち当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の一に達するまでの部分をいう。

三 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定株式又は特定出資（政令で定めるものに限る。口において同じ。）のうち当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の一に達するまでの部分をいう。

イ 当該相続開始の直前に、被相続人及び当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族が有していた特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上であること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が十億円未満であること。

(1) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式に係る法人の発行済株式の総数に当該相続開始の時における当該特定株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資に係る法人の出資の総口数に当該相続開始の時における当該特定出資の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

四 特定森林施業計画対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（次号及び第六号において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。次号及び第六号において「森林施業計画」という

定めるものをいう。

イ 当該相続開始の直前に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定株式又は特定出資の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定株式又は特定出資であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定株式の一株当たりの時価を乗じて得た金

用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定株式の一株当たりの時価を乗じて得た金

額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定出資又は特定贈与者であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の出資の総口数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定出資の一戸当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

六 特定受贈同族会社株式等 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資（政令で定めるものに限る。ロにおいて同じ。）のうち当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の一に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該贈与の直前に、特定贈与者であつた被相続人及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定受贈株式の総数又は特定受贈出資の金額の合計額が当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該贈与の直前に、特定贈与者であつた被相続人が有していた特定受贈株式又は当該特定贈与者が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該贈与の時における当該特定贈与者が有していた特定受贈株式の一戸当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2) 当該贈与の直前に、特定贈与者であつた被相続人が有していた特定受贈出資又は当該特定贈与者が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の出資の総口数に当該贈与の時における当該特定贈与者が有していた特定受贈出資の一戸当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

七 特定森林施設計画対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一條第四項（同法第十二條第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十條第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による市町村の長

。）が定められていた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）をいう。

五 特定事業用資産相続人等 相続又は遺贈により特定事業用資産を取得した個人でイ及びロに掲げる要件又はハ及びニに掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該個人が当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

ロ 当該個人が申告期限を経過する時において特定同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものをしていること。

ハ 当該個人が当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施設計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

二 当該個人が当該相続開始の時から申告期限まで引き続き特定森林施設計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施設計画に基づき施業を行つていること。

イ 特定事業用資産 次のイ又はロに掲げるものをいう。

ロ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた特定同族会社株式等のうちその価額が三億円以下の部分

ロ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けっていた市町村長等の認定（特定森林施設計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。）に係る森林施設計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第一号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

(同法第十九条の規定のある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者)の認定(以下この項において「市町村長等の認定」という。)を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画(同第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林施業計画」という。)が定められていた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。)をいう。

八| 特定受贈森林施業計画対象山林 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた立木又は土地等のうち当該贈与の前に森林法第十一条第四項の規定による市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められていた区域内に存するものをいう。

九| 特定事業用資産相続人等 イ又はロに掲げる者をいう。

イ| 相続又は遺贈により特定同族会社株式等又は特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(1)| 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(2)| 申告期限を経過する時において特定同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを作成すること。

(3)| 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(4)| 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つてること。

ロ| 相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(1)| 当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2)| 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者であつた被定する相続時精算課税適用者であること。

当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者であつた被

相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において特定受贈同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものと有していること。

(3) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十二条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(4) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から特定贈与者であつた被相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つてゐること。

特定事業用資産 次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ 特定同族会社株式等及び特定受贈同族会社株式等（当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続の開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有してゐるものに限る。）のうちその価額が三億円以下の部分として政令で定めるもの

ロ 次に掲げる立木又は土地等をいう。

(1) 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。

(2) において同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

(2) 特定贈与者であつた被相続人が贈与の前に受けた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

4 省略

4 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等について同項の規定の適用を受ける場合には、当該相続又は遺贈に係る特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林については、同項の規定は適用しない。

5 第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定

4 3 同上

第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等について同項の規定の適用を受ける場合には、当該相続又は遺贈に係る特定森林施業計画対象山林については、同項の規定は適用しない。

同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産に係る株式の総数又は出資金額の合計額が第二項第五号若しくは第六号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額又は三億円のいづれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかるず、当該選択特定事業用資産（第二項第十号ロに係るものに限る。）の価額に当該いづれか低い金額から当該株式の総数又は出資金額の合計額を控除したもののが該いづれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、第一項の規定を適用する。

6| 省略

7| 前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、前項の規定にかかるず、第一項の選択特定事業用資産の価額に四百平方メートルから当該面積の合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、同項の規定を適用する。

8| 省略

9| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。第十一項及び第十二項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10| 特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類

その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11| 第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第九項の規定にかかるず、特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第九号イ(4)又は同号ロ(4)に規定する森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

5| 同上

6| 同上

7| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項及び第九項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8| 第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、前項の規定にかかるず、特定森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第五号ニに規定する森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

い。

12 税務署長は、相続税の申告書若しくは前項の財務省令で定める書類の提出がなかつた場合又は第九項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに第九項及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

13 省略

(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)

第七十条 省略

259 省略

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第一条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。

(贈与税の基礎控除の特例)

第七十条の二 平成十三年一月一日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税については、相続税法第二十一条の五の規定にかかわらず、課税価格から百十万円を控除する。この場合において、同法第二十一条の十一の規定の適用については、同条中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二（贈与税の基礎控除の特例）」とする。

2 省略

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

第七十条の三 平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間にその

9 税務署長は、相続税の申告書若しくは前項の財務省令で定める書類の提出がなかつた場合又は第七項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに前二項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

10 同上

(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)

第七十条 同上

259 同上

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。

(贈与税の基礎控除の特例)

第七十条の二 平成十三年一月一日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税については、相続税法第二十一条の五の規定にかかわらず、課税価格から百十万円を控除する。

(住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例)

第七十条の三 特定受贈者が、昭和五十九年一月一日から平成十五年十二月三十一

年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

一 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得又はこれらの住宅用家屋の新築若しくは取得とともににするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該住宅用家屋の新築(新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

二 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともににするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときは、その年分の贈与税の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額と同号に掲げる金額に五を乗じて計算した金額とする。

一 一次に掲げる金額の合計額をその年分の贈与税の課税価格とみなして相続税法第二十一条の七の規定を適用して計算した金額

イ 住宅取得資金の額(当該金額が千五百万円を超える場合には、千五百万円の額において同じ。)の五分の一に相当する金額
ロ その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額から住宅取得資金の額を控除した金額

二 前号イに掲げる金額をその年分の贈与税の課税価格とみなして相続税法第二十一条の七の規定を適用して計算した金額

三 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともににするその敷地の用に供されることとなる土地若しくは土地の上に存する権利の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等(増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、住宅取得等資金の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれ

までの間に、当該特定受贈者の住宅用の家屋で政令で定めるもの(以下この項及び次項において「住宅用家屋」という。)の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定められたものの取得(これらの住宅用家屋の新築又は取得とともににするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。以下この項において「住宅用家屋の新築等」という。)の対価に充てるための金銭(以下この条において「住宅取得資金」という。)を当該特定受贈者の父若しくは母又は祖父若しくは祖母から贈与により取得した場合において、当該贈与による取得の日の属する年の翌年三月十五日までに、当該住宅取得資金の全額を当該対価に充てて住宅用家屋の新築等(新築に附しては、これに準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をし、これを当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときは、その年分の贈与税の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額と同号に掲げる金額に五を乗じて計算した金額とする。

一 一次に掲げる金額の合計額をその年分の贈与税の課税価格とみなして相続税法第二十一条の七の規定を適用して計算した金額
イ 住宅取得資金の額(当該金額が千五百万円を超える場合には、千五百万円の額において同じ。)の五分の一に相当する金額
ロ その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額から住宅取得資金の額を控除した金額

二 前号イに掲げる金額をその年分の贈与税の課税価格とみなして相続税法第二十一条の七の規定を適用して計算した金額

三 前項に規定する特定受贈者とは、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一 相続税法第一条の二第一号の規定に該当する個人であること。
二 その者の住宅取得資金の贈与を受けた年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額(第三十五条第一項の規定の適用がある場合その他政令で定める場合には、当該合計所得金額から同項第一号に規定する金額及び同項第二号に規定する短期譲渡所得の金額から控除することとなる金額その他の政令で定める金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)が千二百万円以下であること。
三 既に前項、次項又は第五項の規定の適用を受けたことがない者であること。
四 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
イ 住宅取得資金を贈与により取得した日前五年以内にその者又はその者の配

ぞれみなしで、相続税法の規定を適用する。

この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

とろによる。

一 特定受贈者 次に掲げる要件を満たすものをいう。

相続税法第一条の四第一号又は第一号の規定に該当する個人であること、主三支等金の着手による者の直系卑属である准定相続人であること、

八 住宅取得等資金の贈与をした者の重き負担の範囲

上の者である」といふ。

二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。

四 増改築等 特定受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政

令で定める工事(当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて交付を要するもの
設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。)で次に掲げる要件を満たすもの

をいう。

口 イ
当該工事に要した費用の額が百万元以上であること

ମୁଖ୍ୟମନ୍ତ୍ରି ପାଇଁ ଆମେ କିମ୍ବା

八 その他政令で定める要件

五、住居取得等資金のいりでわざい持て不新規 目行つれは已多金 一早に此の事

当該取得又は当該増改築等をする場合を除く。) の対価に充てるための金銭を

特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅

用家屋の取得（これらの住宅用家屋の新築又は取得とともににするその敷地の

用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。)

口 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得（当該既存住宅用家屋の取得とともに、その敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得も）

を含む。)

ハ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等（当該家屋についての

当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。)

偶者の所有に係る住宅用の家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものに限る。口において同じ。）に居住したことのない者であること。

取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項において準用する相続税法第二十一条の九となつた日から二月以内に、同条第一項の規定の適用を受けたものに係る年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書を提出していなかつたものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同条第一項の規定の適用を受けたものに係る年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書を提出していなかつたものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することをいう。次項において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していなかつた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していなかつた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していなかつた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

5 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第一十六条の規定による更正を行う。

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

その敷地の用に供される」ととなる土地又は土地の上に存する権利の取得の対価に充てるための金銭を含む。以下この項及び第八項において「住宅増改築資金」という。）をその者の父若しくは母又は祖父若しくは祖母から贈与により取得した場合について準用する。この場合において、第一項中「住宅用家屋の新築等（新築にあつては、「これ」とあるのは、「第五項に規定する家屋の増改築等（増築又は改築にあつては、「これらの工事の完成」と読み替えるものとする。）」をその者の住宅増改築資金の贈与を受けた年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千二百万円以下であること。

二 既に第一項・第三項又はこの項の規定の適用を受けたことがない者であること。

6 前項に規定する増改築等とは、その者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で次に掲げる要件を満たすものをいう。

一 当該工事に要した費用の額が千万円以上のもの（これに準ずる工事として政令で定める規模の工事を含む。）であること。

二 当該工事をした家屋が、その者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

三 その他政令で定める要件を満たすものであること。

7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた個人が、当該適用に係る住宅取得資金又は住宅増改築資金（以下この項及び次項において「住宅取得資金等」という。）を贈与により取得した日の属する年の翌年以後四年内に財産を贈与により取得した場合は、当該取得をした日の属する年分の贈与税の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額と当該適用を受けた年分の贈与税に係る住宅取得資金等の額（当該金額が千五百万円を超える場合には、千五百万円）の五分の一に相当する金額との合計額をその年分の贈与税の課税価格とみなして相続税法第二十一条の七の規定を適用して計算した金額

二 前号に規定する五分の一に相当する金額を当該適用を受けた年分の贈与税の課税価格とみなして相続税法第二十一条の七の規定を適用して計算した金額